

京都府議会障害者活躍推進計画

令和２年４月１日策定

令和７年４月１日改定

根拠法令	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第7条の3
目 的	障害のある職員の障害の特性に応じた勤務条件や職場環境の整備を通じて、職員一人ひとりが能力を十分に発揮することができる組織づくりを目指す。
機関名	京都府議会
任命権者	京都府議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
京都府議会における障害者雇用の課題	○ 京都府議会においては、常勤職員の独自の採用は行っていないが、異動に伴い障害のある職員が配属される可能性や、職員が在職中に障害者となることも考えられること、また、会計年度任用職員の採用を行うことから、障害者雇用の推進に関する理解を促進する必要がある。
目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織	○ 障害者雇用促進法第78条に規定する障害者の活躍の推進にあたる者として事務局長を選任する。 ○ 障害者雇用促進法に基づき、総務課に相談窓口を設置し、職員に周知する。なお、必要に応じて外部の機関や有識者と連携することができる体制を構築する。
(2) 人材	○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、障害のある職員からの相談に適切な対応が図れるよう、相談を受ける職員に対して京都労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させ、相談体制を整備する。 ○ 職員に対し、障害に関する理解を促進する取組を行う。
2. 障害者が活躍できる職務の選定・創出	
	○ 障害のある職員が在籍する場合には、適性や希望も踏まえ、より能力が発揮できる業務の選定及び創出について検討を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための職場環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○ 障害のある職員が在籍する場合には、障害のない職員との均等な待遇の確保又は障害のある職員の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために、その障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じる。
(2) 募集・採用	○ 会計年度任用職員の募集・採用に当たっては、障害の有無にかかわらず適性や能力を基準とした公正な採用を実施する。
(3) その他	○ 所属長等との面談等を通じて、障害のある職員に適切な業務選定ができているかの点検を行うとともに、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ※ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、可能な範囲で適切に実施する。 ○ 障害者本人の希望や能力、適性を踏まえながら、研修等を通じてキャリア形成を支援する。 ○ 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務付与や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4. その他	
	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。